

外国人在留審査申請取次行政書士



This office makes it business to execute a status-of-residence application by proxy.

申請取次行政書士とは外国人の円滑な受入れを図る事を目的として民法第 34 条の規定により法務大臣や主務大臣の許可を受けた行政書士や弁護士に与えられた資格です。入国管理局に対する申請は外国人本人が出頭して地方入国管理局で行うのが原則とされていますが、申請取次行政書士及び弁護士にはこの代理権が付与されています。

PASSPORT

例えばこんな時・・・

- ▽ 建設会社や飲食店、コンビニで外国人を雇用したいんですが、どんな手続きが必要ですか？
- ▽ 外国人の通訳を雇用したいんですが、どんな手続きが必要ですか？
- ▽ 外国人と婚約しました、日本の両親に会わしたいんですが、どうすればいいですか？
- ▽ 途中で就労ビザを持つ外国人を採用した場合、ビザの手続きは必要ですか？
など・・・

申請取次業務内容

- ▽ 在留資格認定証明書の交付
- ▽ 資格外活動の許可
- ▽ 在留期間の更新
- ▽ 在留資格の取得
- ▽ 在留資格の変更による永住許可
- ▽ 再入国の許可
- ▽ 就労資格証明書の交付
- ▽ その他在留資格相談業務
- ▽ 帰化申請業務



VISA

外国人の方

- ▽ 在留期間の更新
- ▽ 在留資格の変更
- ▽ 再入国の許可
- ▽ 就労資格証明書の交付
- ▽ 資格外活動の許可・・・その他、お気軽にご相談下さい！

当事務所は外国人の在留資格の各種申請書類を代行提出する事を業種としております。在留資格についてお困りの外国人の方はお気軽にご相談下さい。

This office makes it the type of industry to carry out vicarious execution presentation of the various applications of a foreigner's status of residence.

Please do not hesitate to consult about the foreigners troubled about status of residence.

詳しくはホームページをご覧ください！

<http://wwwc.pikara.ne.jp/gyousei-hiro/index.html>



※パスポート代理申請致します。



弘松行政書士事務所

奈半利営業所

携帯 090-7579-1962

電話 0887-38-4521